

先日は、「信州母子保健推進センターからのお知らせ」についてのアンケートにご協力いただき、ありがとうございました。回答をいただいたすべての市町村・保健福祉事務所で当センターからのお知らせを読んでいただいております。うれしい限りです。

いただいた貴重なご意見・課題は、今後のセンターからのお知らせに活かしていきたいと思っております。お読みになった感想、ご意見等、お気軽にセンターにお寄せください。



©長野県アルクマ

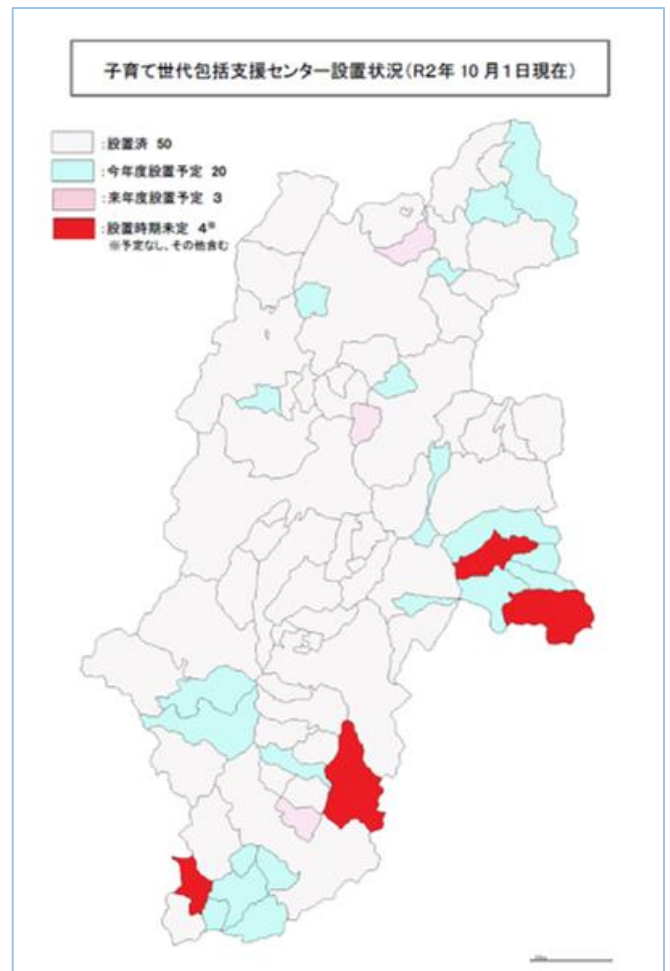
……子育て世代包括支援センターの設置状況……

県内の子育て世代包括支援センターの設置状況は、厚生労働省母子保健課調べによると、令和2年4月1日時点では19市14町17村が設置していました（設置率64.9%）。

その時点で未設置だった9町18村に10月1日時点の状況をお聞きしたところ、今年度中に20町村が、来年度中に3町村が設置予定、設置時期未定が4町村であることがわかりました（右図）。

市町村の皆様の努力で、国が設置を目指した2020年度末までには県内の設置率は90.9%となる予定です。

当センターでは、今後も設置に向けた相談に応じていきたいと思っておりますので、お気軽にお声掛けください。



妊娠届出数の状況

8月に厚生労働省からの調査でご協力いただいた令和2年4月から7月の妊娠届出数の状況が公表されました。

妊娠届出数の減少は、新型コロナウイルス感染拡大が影響していると言われております。妊娠することへの不安だけでなく、妊娠中、出産後、子育て中も不安があると思っております。今後も感染拡大が危惧されていますので、今まで以上に、妊娠届出時からの丁寧な関わりをお願いします。

なお、8～10月の状況調査へのご協力ありがとうございました。こちらの調査も結果が公表されましたら、お知らせします。

令和2年4~7月の妊娠届出 前年同月との比較

	国	県
4月	△0.4%	△7.7%
5月	△17.1%	△15.0%
6月	△5.4%	△10.3%
7月	△10.9%	△7.2%

.....保健師記録の基本.....

先日行った「センターからのお知らせ」のアンケートに「研修会の実施が困難なら、他の方法で学習の機会を提供してほしい」旨の要望がありました。そこで、昨年度開催した新任保健師向けの「母子保健技術研修Ⅰ」の講義「保健師記録の基本」から抜粋し掲載しますので、ご自分の記録や所属での記録等の取扱いについて振り返ってみてください。

なお、詳しく知りたい方は、別添の研修会当日の資料をご覧ください。



(以下 令和元年度「母子保健技術研修Ⅰ」から)

1 記録の管理

• 記録は、「作成⇒供覧⇒管理・保管⇒廃棄」の流れをたどります。

□ 記録作成者のサイン（署名）はありますか？

* 公務員として実施した業務の記録です。誰が作成したのか明確にしましょう。

□ 訪問・面接・会議等の記録を作成し、上司に回議していますか？

* 記録は保健師個人の備忘録ではありません。保健師の実施した保健活動は、所属として掌握しておく必要があります。上司が事務職の場合でも公務員のため、守秘義務があります。また、適切な記録は保健師を情報公開や裁判から法的に守る証拠書類となります。

□ ケース記録は、施錠のできる場所に保管されていますか？

* 個人情報保護の観点から、組織として責任ある保管体制を整備する必要があります。

□ ケース記録など個人情報のある書類を外部（ケース検討会など）に持ち出す際は、上司の許可を得ていますか？

* 個人情報の外部への持ち出しは原則禁止です。どうしても必要というときは、上司の許可を取りましょう。

□ 保存年限や廃棄方法を把握していますか？

* 各自治体の文書規定に基づいて行われます。

2 記録の書き方

□ あいまいな表現（例：やせている）ではなく、事後的表現（例：体重〇kg、〇パーセントマイル以下）で書かれていますか？

* 誰が見ても理解し行動できるように正しく明確に書くことが大事です。

□ 訪問等の目的、実際の言動、相手の反応等が書かれていますか？

□ 「観察したこと（事実）」と「アセスメント」「支援内容」を区別して書いていますか？

* アセスメントで否定的な内容を記載する場合は、表現に注意が必要です。

例：夫婦仲が悪い。⇒夫婦の考え方に違いがあり、意見がまとまらない。

部屋が汚く不潔である。⇒床には食品の空袋や新聞紙が散乱し、食卓には食べ残しがある。

昨年度の
研修会参加者の
感想から

- 記録が公文書であることを再認識した。注意して書こうと思った。
- 回覧、管理、廃棄など公文書の取扱いについて初めて聞いた。
- なんとなく書いていた記録だが、どう書くのかが分かった。
- 記録の書き方に不安があったので知れて良かった。後輩にも伝えておこうと思った。

コロナ禍でなかなか研修会を行うことができませんが、今後もセンターからのお知らせでは、母子保健に関する情報を発信していきたいと思えます。

<連絡先> ◎信州母子保健推進センター 県保健・疾病対策課 直通電話 026 (235) 7141

担当地域（保健福祉事務所）	母子保健推進員	配置場所・連絡先
佐久・上田・長野・北信・長野市	小山	保健・疾病対策課 026 (235) 7141
諏訪・伊那・飯田	吉田	飯田保健福祉事務所 0265 (53) 0444
木曾・松本・大町	傳田（でんだ）	松本保健福祉事務所 0263 (40) 1937

(令和2年11月信州母子保健推進センター発行)